

2026（令和8）年度の施策の展開

3 誰一人取り残されることのない教育の推進

障害や、いじめ、不登校等の困難を有する児童生徒の多様なニーズに対応した教育を推進します。

施策

- ⑪ いじめ・不登校等の諸課題への取組の充実
- ⑫ 特別支援教育の推進
- ⑬ 多様なニーズに応じた児童生徒への支援の充実

※ 施策ごとに2026（令和8）年度を取組方針、主な取組、取組の進捗、参考について記載しています。

※ 【主な取組】の見方

➤ 主な取組を取組主体別に記載しています。

■：山口県教育振興基本計画に示す主な取組

○：主な取組の柱

・：具体的な取組内容

新：2026（令和8）年度の新規事業関連の取組

新：2026（令和8）年度の予算計上を伴わない新たな取組

拡：2026（令和8）年度の拡充する取組

➤ 予算の欄には、関連資料（令和8年度教育委員会当初予算の概要）のページ数を記載しています。

➤ 参考に説明資料等を掲載している取組や資料名には下線を引いています。

注 各施策の**参考**に記載している＜国参考資料＞及び＜県参考資料＞には、その他の関連資料、閲覧するためのURLや二次元コードを示しています。情報の更新等によりアクセスできなくなる可能性があります。

⑪ いじめ・不登校等の諸課題への取組の充実

【2026(令和8)年度取組方針】

- ◆ 豊かな心を持ち、たくましく生き抜く児童生徒の育成に向け、心の教育の取組の基盤となる「発達支持的生徒指導」を推進することにより、いじめ等の問題行動や不登校の未然防止の取組を一層強化します。
- ◆ 「山口県いじめ防止基本方針^①」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応、全てのいじめを解消する取組を、学校・家庭・地域・関係機関等が連携して、社会総がかりで推進します。
- ◆ 生徒指導上の諸課題の早期解決をめざし、1人1台タブレット端末を活用するなどの多様な方法により、児童生徒の悩みやSOSを幅広く受け止める相談体制の強化を図るとともに、外部専門家や関係機関等との更なる連携や、緊急時等の学校への支援体制を充実させます。

【主な取組】 (担当課室：学校安全・体育課／義務教育課／やまぐち総合教育支援センター)

主な取組と内容	主な取組主体	予算
■ 心の教育の取組の基盤となる発達支持的生徒指導の充実		
○ 問題行動等の未然防止に向けた発達支持的生徒指導の充実 〔拓〕 「心の教育推進の手引き ^② 」等の活用促進や「授業における『発達支持的生徒指導』チェック25問 ^③ 」等を活用した教科の指導と生徒指導の一体化の推進 ・ スクールカウンセラー(S C)による児童生徒の心の育成を行う「心理教育プログラム」を一層充実し、「SOSの出し方に関する教育」等による自殺予防教育の更なる推進 ・ 生命(いのち)を大切にし、子どもたちを性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないための「生命(いのち)の安全教育 ^④ 」の充実	県教委	P125 P126 P151
○ 各課・室等で構成する「いじめ・不登校対策ワーキンググループ」による魅力ある学校づくりの推進 ・ 安心・安全な居場所づくりと個に応じたきめ細かな学習指導の充実	県教委	
■ 問題行動や不登校の早期発見・早期対応に向けた組織的な取組の充実		
○ 児童生徒理解の深化及び教育相談体制の充実 ・ 1人1台タブレット端末等を活用したオンラインによる相談・カウンセリングの推進	県教委 市町教委	P125 P151
〔拓〕 S Cやスクールソーシャルワーカー(SSW)等と連携した幅広い教育相談体制づくり(正規雇用のSSWを1人増員) ・ 中学校及び高等学校入学前の全ての児童生徒を対象とした心理教育テストの実施とその結果を踏まえたS Cとの教育相談等の実施 ・ 全ての県立学校で「心の健康観察アプリ」を積極的に活用した児童生徒の日々の心の健康状態の把握やメンタルヘルスチェックの実施 ・ F i t ^{*1} 等の生活アンケートの積極的な活用などによる児童生徒理解の深化	学校 (小・中・高・特)	P125 P126 P151
○ 専門家の派遣等による児童生徒、家庭、学校等への支援の充実、強化 ・ 就学時健診等へS Cを派遣するアウトリーチ型の相談支援の実施 ・ S C、SSW等の専門家の派遣、児童相談所や警察等の関係機関との連携による児童生徒・家庭・学校等への一層の支援 〔拓〕 エリアスーパーバイザー(エリアS V) ^{*2} との積極的な連携や、全市町へのSSWの配置による支援体制の充実 ・ ファミリー・リレーションシップ・アドバイザー(FRアドバイザー：家庭問題専門家)による支援 ・ 弁護士による、法的側面からのいじめ予防教室の実施(中・高)及びいじめ等生徒指導上の諸課題への適切な対応に資する指導・助言 ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめなど、学校のみでは対応しきれない困難な事案への警察等の関係機関との連携・協力の促進 ・ 県教委内に配置した警察O Bや管理職O B、スクールロイヤーによる学校問題の解決に向けた伴走支援の実施	県教委 市町教委 関係機関	P125 P126 P151
○ 児童生徒の適切なインターネット利用に向けた対応 ・ 児童生徒の適切なインターネット利用に向けた主体的な取組の推進及び「インターネットKYT資料集 ^⑤ 」の活用促進	県教委	
・ 教職員及び児童生徒、保護者等を対象としたネットトラブルに関する研修会等への講師派遣 ・ 警察と連携した新入生やその保護者等を対象とする情報モラル教室の実施(高校) ・ 大学と連携したネットトラブル等防止出前授業の実施(高校)	学校(高) 関係機関	

3 誰一人取り残されることのない教育の推進

<p>○ 不登校児童生徒の社会的自立や学校復帰に向けた支援</p> <p>☒ ステップアップルーム^{※3}を中学校に加え新たに小学校に設置し、専属教員を配置することで、学びの場の確保及び教室復帰に向けた支援を充実 《小学校》新規設置 《中学校》R7:35校⇒R8:増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 校内教育支援センターの設置促進 ・ 教育支援センター（適応指導教室）等との連携強化の促進 ・ 支援充実に向けた連絡協議会の開催 	<p>県教委 市町教委</p>	<p>P125 P126 P151</p>
<p>○ 「山口県いじめ防止基本方針」「学校いじめ防止基本方針」に基づくいじめ対策の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「山口県いじめ問題対策協議会」を核とした、関係機関・団体等との連携強化及び本県基本方針に基づく取組の検証・評価・改善 ・ 県立学校におけるいじめの重大事態発生時の調査等のための「山口県いじめ問題調査委員会」の設置 ・ 教職員を対象とした、いじめや自殺の未然防止のための研修会の開催 	<p>県教委</p>	<p>P125 P151</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校の「いじめ対策委員会」を中核とした、学校基本方針に基づく実効のないいじめの防止等の取組の年間計画作成・実施・検証・評価・改善 ・ 「いじめ防止・根絶強調月間」（10月）における児童会・生徒会の主体的取組の推進 	<p>学校 (小・中・高・特)</p>	
<p>○ 校内体制の整備と校種間の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SCやSSW等の外部専門家の協力を得た、生徒指導・教育相談体制の充実・強化 ・ 教職員の生徒指導・教育相談に係る資質能力の向上に向けた各種研修会等の開催や、管理職の自殺予防教育推進に係る研修会の開催 	<p>県教委 市町教委</p>	<p>P125 P126 P151</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理職及び生徒指導主任等を中核とした、迅速・的確かつ組織的な対応の強化 ・ 入学後の円滑な適応に資する校種間の情報共有及び学校警察連絡協議会の実施 	<p>学校 (小・中・高・特)</p>	
<p>■ 教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実^⑥</p>		
<p>○ 教育活動全体を通じて行う道徳教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「心に響く講師」派遣事業の推進 ・ 家庭や地域と連携した道徳教育の推進 	<p>県教委 市町教委</p>	<p>P151</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の実態を踏まえ、道徳科を要とした各学校の道徳教育全体計画や具体的な指導計画の見直し・改善 	<p>学校 (小・中・高・特)</p>	
<p>○ 道徳教育における教員の指導力向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「やまぐちっ子の心を育む道徳教育」プロジェクト推進校（小・中14校、高2校、特支1校）における取組事例の普及 ・ やまぐち総合教育支援センターと共同した「考え、議論する道徳科授業づくり研修講座」の開催（小・中） ・ 『「考え、議論する道徳」の授業づくり～道徳科を要とした道徳教育の充実に向けて～』パンフレット^⑦等の積極的な研修資料の活用推進 ・ 道徳教育パワーアップ研究協議会（7月）の開催 	<p>県教委 市町教委</p>	<p>P151</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳授業セミナー（10月～11月）の開催 	<p>学校 (小・中・高・特)</p>	
<p>○ 指導者の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道徳教育ブラッシュアップ研修会による市町教委担当者の指導力向上 ・ 国の指導者養成研修受講者等を活用した道徳教育学校サポート事業の実施 	<p>県教委 市町教委</p>	
<p>■ 学校・家庭・地域が連携した体制づくり</p>		
<p>○ コミュニティ・スクールの連携・協働体制を生かした取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「子どもの未来を考えるフォーラム」の開催等による、いじめの防止等に向けた学校・家庭・地域が一体となった社会総がかりでの取組の充実 	<p>県教委 市町教委</p>	<p>P125 P151</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ・スクールとの連携・協働体制の構築 	<p>学校 (小・中・高・特)</p>	

3 誰一人取り残されることのない教育の推進

■ やまぐち総合教育支援センターの相談・支援体制の充実			
拡	「子どもと親のサポートセンター」及び「ふれあい教育センター」による相談・支援の充実 ・ 電話相談、来所相談及び要請相談（学校等を訪問しての相談）による、きめ細かな相談・支援（電話相談員、SSW、ネットアドバイザー及びセンター職員が対応）	県教委	P125 P126 P151
■ 緊急時等の学校への支援体制の充実			
○	学校での重大な事件・事故等の発生時における専門家の派遣 ・ 事態の深刻化の防止や早期解決、児童生徒の安全確保や二次的被害の防止を目的とした専門家の早期派遣	県教委	P125 P151
○	いじめの重大事態に係る児童生徒支援 ・ いじめの重大事態発生時における早期解決を目的とした、いじめ防止対策推進法に基づく調査の実施や児童生徒等の心のケア、学校復帰後の学校生活等への適応に向けた外部専門家の派遣	県教委 市町教委	P125 P151
■ 不登校児童生徒等に対する多様な教育機会の確保			
○	多様な教育機会の確保及びICT環境を生かした取組 ・ 不登校児童生徒に対するオンラインでの授業配信による学習支援 ・ SC等による相談・カウンセリングなど、ICTを効果的に活用した支援の推進 拡 ステップアップルーム ^{※3} を中学校に加え新たに小学校に設置し、専属教員を配置することで、学びの場の確保及び教室復帰に向けた支援を充実 《小学校》新規設置 《中学校》R7:35校⇒R8:増設 ・ 市町への「学びの多様化学校」 ^{※4} 設置の支援及び情報提供	県教委 市町教委	P125 P126 P151

※1 Fit：児童生徒の学校生活等への適応感を測定するためのアンケート調査

※2 エリアスーパーバイザー（エリアSV）：やまぐち総合教育支援センター配置の5人のSSWの呼称。県内4エリアを分担し、困難な問題を抱える児童生徒の環境への働きかけや関係機関との連携・調整を図るとともに、市町配置のSSWへの指導・援助を行う

※3 ステップアップルーム：市町立学校を対象に設置した、通常の学級での学習や集団での生活が困難となった児童生徒の支援を行う特別の教室

※4 学びの多様化学校：学校に行きづらい児童生徒のために、通常の学校より授業時間数が少ないなど、柔軟に学ぶことができる学校（令和8年4月 下関市立文洋中学校関西分校開校）

取組の進捗

p-d-Checkra

主な指標	基準値 (計画策定時)	最新値	目標値 (2027(令和9)年度)
「いじめはどんな理由があってもいけないことだ」と思っている児童生徒の割合（公立小・中学校）	小 84.2% 中 81.9% (2023(令和5)年度)	小 83.6% 中 80.3% (2025(令和7)年度)	小 87.8% 中 86.1%
いじめの解消 ^{※5} 率 (公立小・中・高等学校、総合支援学校)	97.6% (2021(令和3)年度)	96.2% (2024(令和6)年度)	100%
1,000人当たりの不登校児童生徒数 (公立小・中・高等学校)	小・中 26.6人 高 9.5人 (2021(令和3)年度)	小・中 39.0人 高 13.6人 (2024(令和6)年度)	小・中 19人 高 6.0人
不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で相談・指導を受けている児童生徒数（公立小・中・高等学校）	67.6% (2021(令和3)年度)	93.7% (2024(令和6)年度)	100%
1,000人当たりの暴力行為発生件数 (公立小・中・高等学校)	6.0件 (2021(令和3)年度)	11.0件 (2024(令和6)年度)	4.0件

※5 いじめの解消：少なくとも、①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月間）、②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを満たしている状態（文部科学省「いじめ防止等のための基本的な方針」）

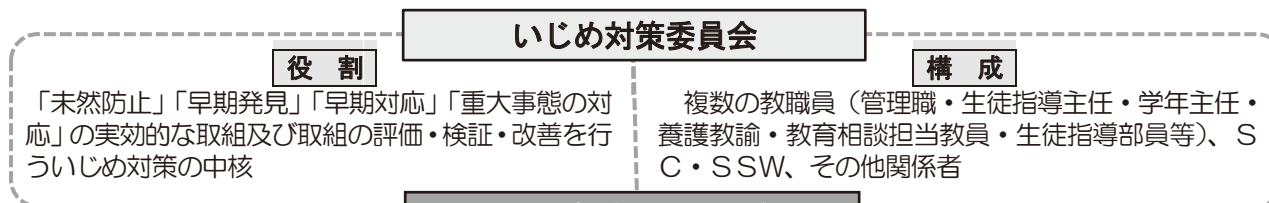
3 誰一人取り残されることのない教育の推進

参考

① 山口県いじめ防止基本方針（概要）

（担当：学校安全・体育課）

I. 学校が行う具体的な取組



4つの視点からの取組

■ 1 未然防止（いじめの予防）

- 生徒指導・教育相談の充実・強化
「教職員の資質能力の向上」「児童生徒の行動観察」「児童生徒理解」「校種間連携の促進」
- 学校の教育活動を通じた取組
「各教科・総合的な学習の時間」「道徳教育」「特別活動等における児童生徒の主体的な活動」
- 「いじめ対策委員会」による評価・検証・改善
「学校基本方針の評価・検証・改善」「いじめ対策委員会による情報集約と情報共有」
「未然防止の取組を学校評価の評価項目への位置づけ」
- 家庭・地域との連携
「大人の意識の向上」「日頃からの信頼関係づくり」「地域の情報ネットワーク」「情報発信」

■ 2 早期発見（把握しにくいいじめの発見）

- 校内指導体制の確立
「複数の教職員による指導体制づくり」「教育相談担当・養護教諭の役割」
- 具体的な取組
「日常の観察」「生活アンケート」「教育相談」「ふれあいの時間」「研修の充実」「相談窓口の周知」
- 家庭・地域との連携
「学校運営協議会や地域協働ネット等の取組による開かれた学校づくり」「保護者懇談会の開催」

■ 3 早期対応（現に起こっているいじめへの対応）

- 学校の体制づくり
「いじめを認知した場合（疑われる場合も含む）の役割分担と対応例」
- 対応する上での留意点
「児童生徒・保護者への対応」「臨時保護者会の開催」「いじめのアフターケア」
- 教育相談の在り方
「いじめられている児童生徒・いじめている児童生徒への教育相談」
- インターネットや携帯電話等を利用したいじめへの対応
「初期対応」「関係機関との連携」「被害拡大の防止」
- 保護者との連携
「いじめられている児童生徒・いじめている児童生徒の保護者への対応」「臨時保護者会の留意点」
- 地域・関係機関との連携
「学校と地域との連携」「学校と関係機関との連携」「やまぐち児童生徒サポートライン」

■ 4 重大事態への対応（生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめ等への対応）

- 重大事態の判断
「いじめ対策委員会の判断」「県教委・学校法人からの指導助言」
- 重大事態への対応
「全容解明と早期対応」「いじめられている児童生徒・いじめている児童生徒への対応」
- 学校による調査
「全容解明に向け、外部専門家と連携した調査」「調査の進捗状況及び結果等についての説明」
- 調査に当たっての留意事項
「中立性・公平性の確保」「いじめられた児童生徒からの聞き取りが不可能な場合の対応」

II. その他

- 学校いじめ防止基本方針の評価・検証・改善及びいじめ対策に資する積極的な取組

⑥ 道徳教育の充実

(担当：義務教育課)

- 小・中学校においては、道徳科を要として子どもたちの基本的な倫理観や社会性、規範意識等を育むとともに、発達段階に応じた道徳教育を充実
- 高等学校においては、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動を中核的な指導の場面としつつ、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を充実
- 指導力の向上、校内指導体制の充実、家庭・地域との連携による道徳教育の推進

① 道徳教育推進のための協力体制の確立

- 校長の方針を明確化し、学校の特色や課題に即した道徳教育を展開
- 「道徳教育推進教師」を中心とした全校体制による取組

② 道徳教育の全体計画、道徳科の授業の年間指導計画の工夫、見直し

- 生命尊重や思いやりの心、規範意識等の各学校の道徳教育の重点内容項目の明確化
- 学校の教育活動全体を通じて行う観点からの全体計画の見直し
- 特色ある教育活動や豊かな体験活動等と関連付け、計画的に道徳性を育成する別葉*の作成
- 全体計画に基づき、教科書や副教材を効果的に活用する年間指導計画の見直し

* 別葉とは、道徳科の授業以外の道徳教育の内容及び時期を、全体計画の一部として一覧表にして示したもの

③ 道徳科の授業の充実

- 主体的に考え、他者の考えを通して道徳的価値の自覚を深めるための指導の手だての検討
- 道徳科の授業の日常的な公開による、教員相互の指導力を高める機会の確保
- 模擬授業やワークショップ方式の検討会等による校内研修の活性化と質の向上

④ 家庭や地域と連携した道徳教育の推進

- 地域人材や専門家などゲストティーチャーと連携・協働した授業や、児童生徒が保護者や地域の方とともに語り合う参加型の授業などによる取組の推進
- 学校運営協議会と連携し、道徳教育の視点から目的を共有した教育活動の展開

「やまぐちっ子の心を育む道徳教育」プロジェクト

児童生徒がいじめの問題等に主体的に対処することのできる実効性ある力を育成

道徳教育パワーアップ研究協議会（7月）

- 道徳教育推進教師等を対象に開催
- 学習指導要領の趣旨や魅力ある道徳教育の推進についての講義の実施
- 児童生徒の発達の段階に応じた効果的な指導についての協議

道徳授業セミナー（10月～11月）

- 発達の段階に応じた指導方法等、道徳科の授業等の公開（2年次推進校）
- 校内研修の活性化を図る研究協議の改善

心に響く講師派遣事業（6月～1月）

- 保護者等を含む心に響く講演会の実施
- 道徳科のゲストティーチャー派遣

道徳教育ブラッシュアップ事業

- 推進校と連携した指導者資質向上研修の開催
- 校内研修等で指導支援を行う「学校サポート」の実施
- 指導者養成研修受講者による研修会の実施
- センターと共同の道徳科の授業づくり研修会の開催

3 誰一人取り残されることのない教育の推進

<国参考資料>

文部科学省

「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLOプラン）」（R5.3）

https://www.mext.go.jp/content/20230418-mxt_jidou02-000028870-cc.pdf



④文部科学省「生命（いのち）の安全教育」

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html



<県参考資料>

①学校安全・体育課「山口県いじめ防止基本方針」（H29.12）

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/kyouiku/26675.html>



②学校安全・体育課「心の教育推進の手引き」（H24.1）

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/77974.pdf>



③学校安全・体育課「授業における『発達支持的生徒指導』チェック25問」（R6.10）

https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/life/332736_638351_misc.pdf



⑤学校安全・体育課「インターネットKYT資料集」（H27.3）

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/77996.pdf>



教育政策課「教育相談・相談窓口一覧」

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/kyouiku/26265.html>



⑦義務教育課「『考え、議論する道徳』の授業づくり～道徳科を要とした道徳教育の充実に向けて～」パンフレット（R2.3）

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/214960.pdf>



⑫ 特別支援教育の推進

【2026（令和8）年度取組方針】

- ◆ 障害のある幼児児童生徒が自己のもつ力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、きめ細かな指導や切れ目ない支援の充実に向けて、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成と活用の充実を図るとともに、支援情報の確実な引継ぎを推進します。
- ◆ 障害のある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や支援の充実に向け、管理職をはじめとする全ての教員の特別支援教育に関する専門性向上及び児童生徒のICT活用に係る指導力向上を図る取組を一層推進します。
- ◆ 共生社会の実現に向けて、全ての幼児児童生徒が共に学び、支え合い、将来を見据えて地域社会の一員として心豊かに成長できるよう、地域住民や企業・大学等が参画する学校間の交流及び共同学習や、地域交流スペース等を日常的に活用したカフェ運営等による実践的・体験的な学習活動を推進します。
- ◆ 障害のある幼児児童生徒の可能性を最大限に伸ばす学びの場の判断や決定のために、市町教育委員会と連携して、教育支援に携わる関係者の理解促進や関係機関との連携強化を図り、インクルーシブ教育システムの充実に向けた取組①を一層推進します。

【主な取組】（担当課：特別支援教育推進室／義務教育課／高校教育課／地域連携教育推進課）

主な取組と内容	主な取組主体	予算
■ 総合支援学校における教育の充実		
○ 教育内容等の充実		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたICT機器や補助具の活用推進のための研修会の実施及び活用事例の収集 ・ 障害の多様化に応じた弾力的・効果的な教育課程の編成と円滑な実施のための校内研修の推進や研究協議会の実施 ・ ふれあい教育センターと連携した授業づくり研修等、各学校の人材育成をサポートする体制の整備 新 生成AIを活用した「個別の指導計画（自立活動）」の作成アシストツールの検討 拡 外部専門家との連携や障害により行動面等で著しい困難を示す児童生徒への指導・支援に関する事例の収集と活用 拡 主治医等の助言による医療的ケア実施体制の更なる整備と、保護者の負担軽減を含めた医療的ケア実施体制ガイドラインの見直し 	県教委	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 実践的・体験的な学習活動の一層の充実に向けたテレプレゼンスアバターロボット*1の活用 ・ 医療的ケア実施体制ガイドラインの活用による校内支援体制の整備 	学校 (特)	P139 P152
○ キャリア教育・職業教育の推進		
<ul style="list-style-type: none"> 拡 「きらめき検定」（山口県特別支援学校技能検定）の充実 ・ 総合支援学校就職支援コーディネーターの配置による現場実習先の開拓及び企業等への障害者雇用の理解促進 ・ 企業等との連携による就業実践科及び普通科（職業コース含む）における実践的・専門的な職業教育の充実 	県教委	P139 P152
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域交流スペースを活用したカフェ運営等による実践的・体験的な学習活動を推進するなど、コミュニティ・スクールの連携・協働体制を生かした取組の充実 	学校 (特)	P118 P153

3 誰一人取り残されることのない教育の推進

<p>○ 教育環境の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 防府総合支援学校の建て替えなどの施設の整備や老朽化及び教室不足への対応の検討 	<p>県教委</p>	<p>P124 P155</p>
<p>■ 高等学校等における特別支援教育の充実</p>		
<p>○ 支援体制の充実</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育拠点校7校を中心とした継続的な相談支援の充実 	<p>県教委</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を活用した中学校との連携、情報の確実な引継ぎ ・ 特別支援教育推進教員や地域コーディネーター等の助言による「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成と活用 	<p>学校 (高)</p>	<p>P152</p>
<p>○ 特別支援教育の視点を取り入れた指導・支援の充実</p>		
<p>拡 発達障害等のある生徒への具体的な指示や発問の仕方などを学ぶ「授業づくりセミナー」の実施と実践事例の収集</p>	<p>県教委</p>	<p>P139 P152</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育推進教員や地域コーディネーターによる学校訪問 ・ 県教委の研修資料等を活用した校内研修の実施 ・ 「学校における『合理的配慮』の提供」(リーフレット)の活用 	<p>学校 (高)</p>	<p>P152</p>
<p>○ 通級による指導等の充実</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育拠点校及び推進校への特別支援教育推進教員の配置 ・ 全校体制による障害特性等に応じた適切な指導や支援のための校内コーディネーター研修会の実施 	<p>県教委</p>	
<p>新 発達障害等のある生徒の困難さと自立活動の指導内容を示したチャシの活用による指導・支援の充実</p>	<p>学校 (高)</p>	
<p>■ 小・中学校における特別支援教育の充実</p>		
<p>○ 特別支援教育の視点を取り入れた学級経営及び授業改善の推進</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 合理的配慮の適切な提供に関する一層の周知 拡 通常の学級において全ての児童生徒が「わかる」「できる」を実感できる「授業づくりセミナー」の実施と実践事例の収集 	<p>県教委 市町教委</p>	<p>P152</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県教委の研修資料等を活用した校内研修の実施 ・ 通常の学級に在籍する障害のある児童生徒について「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の積極的な作成と活用 	<p>学校 (小・中)</p>	
<p>○ 特別支援学級、通級による指導の充実</p>		
<p>拡 中核的な役割を果たす教員の育成のための体制整備の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学級、通級による指導を担当する教員等を対象とした研修会の実施 ・ 地域において特別支援教育の中核的な役割を果たす教員を育成するための「特別支援教育アドバンス講座」の実施 	<p>県教委 市町教委</p>	<p>P139 P152</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「個別の教育支援計画」を活用した支援情報の確実な引継ぎ ・ 自立活動の指導の充実及び特別の教育課程の適切な編成と運用 	<p>学校 (小・中)</p>	
<p>■ 早期からの切れ目ない支援体制の充実</p>		
<p>○ 医療・保健・福祉等と連携した早期からの支援体制の充実</p>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合支援学校と市町教育委員会、医療、保健、福祉、労働等が連携した早期からの支援体制の推進 		
<p>新 新 障害のある子どもの「学びの場」に関する理解啓発資料の活用促進^①</p> <p>通常学級用「個別の指導計画」参考様式の活用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者が見通しをもち安心して就学について考えることのできる「お子さんのよりよい就学に向けて」(リーフレット)の活用 	<p>県教委 市町教委</p>	<p>P152</p>

3 誰一人取り残されることのない教育の推進

<ul style="list-style-type: none"> ・ 「個別の教育支援計画」の活用による、情報の確実な引継ぎと進学先での支援体制の充実及び「個別の指導計画」に基づく指導・支援の充実 	学校 <small>(小・中・高・特)</small>	
■ 特別支援教育を推進する体制の充実		
○ 相談支援の充実		
<ul style="list-style-type: none"> 拡 ふれあい教育センターによる特別支援教育に関する相談支援機能の充実 拡 地域コーディネーターと市町教育委員会等の連携による各学校の特別支援教育に関する体制整備の充実 拡 外部専門家の活用による視覚障害教育センター・聴覚障害教育センターの相談支援の充実 ・ 総合支援学校のセンター的機能を活用した幼・小・中・高等学校等への相談支援と研修会の実施 	県教委 市町教委	P152
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合支援学校のセンター的機能を活用した幼・小・中・高等学校等への相談支援と研修会の実施 	学校 <small>(小・中・高・特)</small>	P152
○ 教員の専門性の向上①		
<ul style="list-style-type: none"> 拡 管理職対象「特別支援教育研修動画コンテンツ」の周知と活用 拡 地域コーディネーター等の養成に向けた研修会、県外研修派遣の充実 ・ 特別支援教育研修パッケージの活用 新 「特別支援教育教員専門性向上コアカリキュラム」及び「教員の学び方ガイド」(リーフレット)を活用した校内研修の充実 	県教委 市町教委	P139 P152
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援教育研修パッケージの活用 新 「特別支援教育教員専門性向上コアカリキュラム」及び「教員の学び方ガイド」(リーフレット)を活用した校内研修の充実 	学校 <small>(小・中・高・特)</small>	
○ 交流及び共同学習の推進①		
<ul style="list-style-type: none"> 拡 地域住民や大学・企業等の参画や協力による総合支援学校と小・中・高等学校等との交流及び共同学習の推進 ・ 特別支援学校と居住地の小・中学校等との対面とオンラインの効果的な組み合わせによる交流及び共同学習の充実 	県教委 市町教委	P118 P153
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別支援学校と居住地の小・中学校等との対面とオンラインの効果的な組み合わせによる交流及び共同学習の充実 	学校(特)	
○ 障害及び障害者理解の促進①		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校や地域の施設等を活用し、障害者スポーツやレクリエーション、芸術活動を通じた、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒の相互理解の促進 ・ 障害のある児童生徒の芸術作品展や作業製品の販売等を一体的に実施する「特別支援教育フェスティバル」の開催 	県教委 市町教委	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある児童生徒の芸術作品展や作業製品の販売等を一体的に実施する「特別支援教育フェスティバル」の開催 	学校 (特)	P118 P153
○ 総合支援学校におけるコミュニティ・スクールの充実		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 共生社会の実現に向けた「やまぐち型社会連携教育」の推進① ・ 学校教育目標・学校経営ビジョンの共有や熟議の実施等による学校運営協議会の一層の活性化 ・ 教育課程と関連付けた、作業製品の販売、喫茶サービス、障害者スポーツ等の体験活動の充実 	県教委	P118 P153
<ul style="list-style-type: none"> ・ 共生社会の実現に向けた「やまぐち型社会連携教育」の推進① ・ 学校教育目標・学校経営ビジョンの共有や熟議の実施等による学校運営協議会の一層の活性化 ・ 教育課程と関連付けた、作業製品の販売、喫茶サービス、障害者スポーツ等の体験活動の充実 	学校 <small>(小・中・高・特)</small>	P118 P153

※1 テレプレゼンスアバターロボット：テレビ電話、ロボット、遠隔技術を組み合わせたロボット

取組の進捗

p-d-Check-a

主な指標	基準値 (計画策定時)	最新値	目標値 (2027(令和9)年度)
総合支援学校高等部の就職希望生徒の就職決定率	98.8% <small>(2022(令和4)年度)</small>	95.7% (2024(令和6)年度)	100%
公立幼・小・中・高等学校等において、個別の教育支援計画の作成を必要とする幼児児童生徒のうち、実際に作成されている幼児児童生徒の割合	89.2% <small>(2022(令和4)年度)</small>	93.9% (2024(令和6)年度)	100%

3 誰一人取り残されることのない教育の推進

公立幼・小・中・高等学校等において、個別の指導計画の作成を必要とする幼児児童生徒のうち、実際に作成されている幼児児童生徒の割合	86.7% (2022(令和4)年度)	83.5% (2024(令和6)年度)	100%
義務教育段階から高等学校段階に進学、就職する生徒について、個別の教育支援計画を活用した支援情報の引継ぎ率	77.5% (2022(令和4)年度)	81.0% (2024(令和6)年度)	100%
コミュニティ・スクールを核とした交流及び共同学習を、地域住民や大学・企業等の参画を得て実施した総合支援学校数	2校 (2022(令和4)年度)	6校 (2024(令和6)年度)	全12校

参考

「共生社会」の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築・推進

(担当：特別支援教育推進室)

①インクルーシブ教育システムの充実に向けた取組

特別支援教育は、共生社会の実現に向け、インクルーシブ教育システムの充実のために必要不可欠です。管理職をはじめ全ての教員が特別支援教育に関する理解を深め、専門性を高めていくことが必要です。

共生社会とは…
全ての国民が、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合い、理解し合いながら共に生きていく「全員参加型」の社会

共生社会の実現

『令和の日本型学校教育』の構築
— 個別最適な学びと協働的な学びの実現のために
全教員・全学校に特別支援教育が求められています!! —

★特別な配慮や支援を必要とする子どもへの対応
⇒ 特別支援教育の視点によるわかりやすい授業が求められています!

★特別支援教育の知見や経験を蓄積する組織的取組・教師の学び
⇒ 特別支援教育は障害の有無にかかわらず教育全体の質の向上につながります!

インクルーシブ教育システムとは…
障害のある者とない者が共に学ぶ仕組み

仕組みに必要なことは…
障害のある子どもが

- 教育制度一般から排除されない
- 生活する地域で学ぶ機会が与えられる
- 必要な合理的配慮が提供される

インクルーシブ教育システムの充実

地域や社会と関わる実践的・体験的学習 特別支援学級 通常の学級 通級による指導 特別支援学校

交流及び共同学習

特別支援教育の推進

(学校教育) (特別支援教育) 本県の重点

- ◎ 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成・活用・引継ぎ
- ◎ 管理職のリーダーシップによる校内支援体制の強化
- ◎ 可能性を最大限に伸ばす学びの場の決定と教育課程の実施

インクルーシブ教育システム構築に向けた基本的な方向性

学校教育に求められる姿勢とは…

- 可能な限り同じ場で共に学ぶことを追求
- 授業内容を理解し、活動参加の実感・達成感をもって充実した時間を過ごし、生きる力を身に付けていけるかどうか、という視点で環境を整備
- その時点の教育的ニーズに最も的確に 대응する柔軟な仕組みや多様な学びの場を整備

インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育推進の観点

- ① 関係機関の連携による教育の充実
- ② 可能な限り共に学ぶことができる配慮
- ③ 周囲の人々に対する障害者理解の推進

<県参考資料>

特別支援教育推進室 Webページ
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/181/>

研修情報・特別支援教育研修テキスト・マニュアル等 Webページ
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/181/26576.html>



⑬ 多様なニーズに応じた児童生徒への支援の充実

【2026（令和8）年度取組方針】

- ◆ 小・中学校における日本語指導については、1人1台タブレット端末を活用して支援を充実させるとともに、各市町が配置する日本語指導補助者や支援員等による日本語教育サポート等を行います。
- ◆ 少人数指導・少人数学級については、教員不足の中においても、組織的・計画的な取組となるよう工夫しながら、基本的な生活習慣や学習習慣の形成、学力の向上に向け、更なる推進を図ります。
- ◆ 夜間中学については、引き続き、ニーズの把握に努めるとともに、最新のニーズ調査や国勢調査等の結果、各地域の実情を勘案のうえ、設置等の必要性について、市町教育委員会とともに検討します。
- ◆ ヤングケアラーへの支援に加え、経済的理由や居住場所（中山間地域等）等で修学が困難な状況にある子どもたちへの支援体制のさらなる充実を図ります。

【主な取組】（担当課：義務教育課／高校教育課／学校安全・体育課／教育政策課）

主な取組と内容	主な取組主体	予算
■ 日本語指導が必要な児童生徒への支援		
○ 1人1台タブレット端末の活用		
<ul style="list-style-type: none"> ・ NPO等との連携による遠隔・オンライン日本語指導体制づくり① ・ 学校生活や社会生活において、必要な知識や日常生活に必要な基本的な日本語習得に向けた個別支援体制づくり 	県教委 市町教委	P140 P152
<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当児童生徒及び保護者との情報共有・連携 ・ 特別の教育課程による日本語指導体制づくり ・ 遠隔・オンライン日本語指導受講児童生徒への支援 	学校 (小・中)	
○ 日本語指導補助者や支援員等の配置		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて日本語指導補助者や支援員等を配置① ・ 日本語と教科の統合指導、生活指導等を含めた総合的・多面的な指導・支援体制づくり 	県教委 市町教委	P140 P152
○ 日本語教育サポート体制の整備		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本語教育支援体制整備事業におけるサポート体制の充実 	県教委 市町教委	P140 P152
<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ・スクールの連携・協働体制を生かした地域サポーターとの協力体制の構築 ・ 地域サポーターによる日本語学習支援・通訳等 	学校 (小・中)	
■ 少人数指導(複数教員による指導、学習集団の編成)や少人数学級の充実		
○ 学習形態や指導方法の検証と工夫改善		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 小・中学校において学力向上や生徒指導上の諸問題に対応するため、より多くの教員を配置 	県教委 市町教委	P151
<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の習熟度等に応じた指導方法を工夫することにより、児童生徒一人ひとりの能力・適性や進路希望に応じたきめ細かな指導を実施 	学校 (小・中)	
○ 「小1プロブレム」解消のための30人学級加配教員配置		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「小1プロブレム」等の課題の解決を積極的に行う大規模校に対して、30人学級加配教員を配置 	県教委 市町教委	P152
<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもたちの状況に応じたきめ細かな指導体制を充実することにより、基本的な生活習慣・学習習慣の確実な定着とその取組の成果を普及 	学校 (小・中)	
■ 夜間中学設置の必要性等についての検討		
○ 市町教育委員会とともに設置の必要性等の検討		
<ul style="list-style-type: none"> ・ ニーズ②や各地域の実情などを勘案のうえ、夜間中学設置の必要性等について各市町教育委員会とともに検討 ・ 具体的な検討を行う市町に対し、教職員の配置や教育課程の編成、施設改修等に係る補助制度に関する情報の提供など、設置・運営に必要な支援の実施 	県教委 市町教委	

3 誰一人取り残されることのない教育の推進

■ ヤングケアラーの支援			
○ ヤングケアラーへの必要な支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ スクールソーシャルワーカー（SSW）やスクールカウンセラー（SC）の配置を支援し、福祉部局によるヤングケアラーへの必要な支援につなぐための教育相談体制の一層の充実 	県教委 市町教委		
■ 経済的理由や居住場所（中山間地域等）等により、修学が困難な状況にある生徒等に対する支援			
○ 高校生等への就学支援金、奨学給付金等の支給等による修学支援③ <ul style="list-style-type: none"> ・ 受給資格要件を満たす者からの申請に基づき、授業料や、その他教育費の支給 ・ （公財）山口県ひとづくり財団を通じ、経済的理由により修学が困難な高校生等へ奨学金を貸与 	県教委	P140 P141 P152	
○ 県立高校の再編整備の影響を受ける高校生等の遠距離通学支援④ <ul style="list-style-type: none"> ・ 再編整備により、居住地域に高校が無くなった高校生等に対して、申請に基づき通学費を一定期間支援 	県教委	P141 P152	

取組の進捗

p-d-Checkra

主な指標	基準値 (計画策定時)	最新値	目標値 (2027(令和9)年度)
「授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間などになっていた」と答えた児童生徒の割合（公立小・中学校）	小 84.8% 中 80.3% (2023(令和5)年度)	小 85.3% 中 83.1% (2025(令和7)年度)	90.0%
日本語指導が必要な児童生徒のうち、日本語指導を受けている児童生徒の割合（公立小・中学校）	92.5% (2021(令和3)年度)	94.0% (2024(令和6)年度)	100%
勉強が「好き」「どちらかといえば好き」である児童生徒の割合（公立小・中学校）（再掲）	小 61.6% 中 62.6% (2023(令和5)年度)	小 57.6% 中 57.2% (2025(令和7)年度)	80.0%

参考

①日本語指導が必要な児童生徒への支援

(担当：義務教育課)

日本語指導が必要な児童生徒が、適切な指導・支援の下で将来への現実的な展望がもてるようにするため、集中的・長期的な支援を行い、切れ目のない継続的な日本語教育を推進します。

令和8年度 山口県日本語教育支援体制整備事業

きめ細かな支援 (入り込み指導) (取り出し指導)

- ・ 日本語指導が必要な児童生徒に対する日本語と教科の統合指導、生活指導等を含めた総合的・多面的な指導等をサポート
- ・ 各市町が配置する日本語指導補助者や支援員等の補助

オンライン支援 (取り出し指導)

- ・ 1人1台端末の活用による、集中的・長期的な遠隔・オンライン日本語指導
- ・ 来日直後の児童生徒が、日本の学校生活や社会生活について必要な知識等を集中的に身に付けることができるように、双方のオンライン日本語授業を民間団体に委託

**経済的理由や居住場所（中山間地域等）等により、修学が困難な状況にある
児童・生徒等に対する支援**

（担当：教育政策課）

③高校生等への就学支援金の支給

高校等の授業料負担の軽減を図るため、国の制度に沿って一定の要件を設け就学支援金等を支給

区分 (支給期間)	支給限度額			
	県立・市立		私立	
	定額授業料	単位制授業料	定額授業料	単位制授業料
全日制 (36月)	9,900円/月 (年額118,800円)	—	38,100円/月 (年額457,200円)	18,528円/単位 ※通算74単位、年30単位まで
定時制 (48月)	900円/月 (年額10,800円)	—	38,100円/月 (年額457,200円)	18,528円/単位 ※通算74単位、年30単位まで
通信制 (48月)	—	100円/単位 ※通算74単位、年30単位まで	28,100円/月 (年額337,200円)	13,668円/単位 ※通算74単位、年30単位まで

③高校生等への奨学給付金の支給

高校等の授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、低所得世帯の生徒に奨学のための給付金を支給

区分	給付年額	
	国公立	私立
生活保護受給世帯（生業扶助受給世帯）	32,300円（通信制：32,300円）	52,600円（通信制：52,100円）
住民税所得割非課税世帯	143,700円（通信制：50,500円）	152,000円（通信制：52,100円）
年収約270万円以上約380万円未満世帯	47,900円（通信制：16,830円）	50,670円（通信制：17,370円）
年収約380万円以上約490万円未満世帯	35,930円（通信制：12,630円）	38,000円（通信制：13,030円）

③高校等専攻科生への修学支援金の支給

授業料及び授業料以外の教育費負担の軽減を図るため、低所得世帯の生徒に修学支援金等を支給

	年収目安等	支援額	
		国公立	私立
授業料	年収約270万円未満世帯	9,900円/月	35,600円/月
	年収約270万円以上約380万円未満世帯	4,950円/月	17,800円/月
	多子世帯	9,900円/月	35,600円/月
授業料以外の教育費	生活保護・住民税所得割非課税世帯	50,500円/年	52,100円/年
	年収約270万円以上約380万円未満世帯	16,830円/年	17,370円/年
	年収約380万円以上約600万円未満の多子世帯	12,630円/年	13,030円/年

③高校生・大学生等への奨学金制度の概要

学ぶ意欲と能力を有しながら、経済的理由により修学が困難な生徒・学生に対し、奨学金等を貸与

事業主体	事業内容		
	貸与区分	貸与月額	
公益財団法人 山口県ひとづくり 財団	一般貸与	国公立高校	18,000円～30,000円
		私立高校	30,000円～41,000円
		国公立・私立大学（含短大）	43,000円～52,000円
	定住促進 貸与	国公立・私立大学（含短大）【一般貸与へ上乘せ】	20,000円
		専修学校（国公立）	63,000円
		専修学校（私立）	71,000円
		入学一時金	300,000円（一時金）
	定時制通信制就学奨励費（国公立・私立）	14,000円	

3 誰一人取り残されることのない教育の推進

④県立高等学校再編に係る遠距離通学支援の概要

県立高校の再編整備により、遠距離通学が必要となった生徒に対して通学費の一部を補助

対象者	県立高校再編整備により、平成の合併前(H15. 3)の旧56市町村単位で高校がなくなった地域に居住し、県内の高等学校(私立・国立含む)等に通学する生徒
対象経費	公共交通機関等の通学に要する経費の7千円/月を超える額(上限1万円/月)
対象期間	募集停止後5年の期間内 ※募集停止となった前年度に中学生であった者が高校を卒業するまで

<県参考資料>

②義務教育課資料 「中学校夜間学級(夜間中学)に係るニーズ調査の結果について」(R5.2)
<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/uploaded/attachment/140339.pdf>

